

茨城県一部地域の高潮警報・注意報の暫定基準の廃止及び
通常基準による運用と基準値の変更について

日立市、高萩市、ひたちなか市、東海村、鹿嶋市、神栖市及び鉾田市の高潮警報・注意報について、暫定基準による運用を廃止し、新たな基準による運用を開始します。

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の影響による防潮堤施設の地盤沈下等により、高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報の発表基準を暫定的に引き下げて運用してきました。今般、一部の地域において復旧工事が完了したことから、該当地域においては暫定基準を廃止し通常基準により運用することとしました。通常基準については、復旧工事完了後の防潮施設の整備状況に基づいた新たな基準としています。

1 基準変更日程

令和4年5月26日（木）

2 基準を変更する市・村

日立市、高萩市、ひたちなか市、東海村、鹿嶋市、神栖市及び鉾田市

3 基準を変更する市・村の高潮警報・注意報の基準一覧

市町村等	新たに設定した基準(潮位:m)		現行の暫定基準(潮位:m)	
	警報	注意報	警報	注意報
日立市	1.5	1.0	1.1	0.6
高萩市	1.5	1.0	1.1	0.6
ひたちなか市	1.5	1.0	1.2	0.7
東海村	1.5	1.0	1.2	0.7
鹿嶋市	1.5	1.0	1.2	0.7
神栖市	1.5	1.0	1.2	0.7
鉾田市	1.5	1.0	1.2	0.7

基準変更日以降の茨城県高潮警報・注意報基準を別紙に示します

本件の問い合わせ先

水戸地方気象台 担当者：防災管理官 上原

電話：029-224-1106 FAX：029-227-5230

(茨城県の高潮警報・注意報基準：令和4年5月26日以降)

市町村等をまとめた地域	市町村等	警報	注意報
県央地域	大洗町	1.2m	0.7m
県北地域	日立市	1.5m	1.0m
	高萩市	1.5m	1.0m
	北茨城市	1.0m	0.6m
	ひたちなか市	1.5m	1.0m
	東海村	1.5m	1.0m
鹿行地域	鹿嶋市	1.5m	1.0m
	神栖市	1.5m	1.0m
	鉾田市	1.5m	1.0m

※気象庁 HP : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ibaraki.html>